
ては、原則的には政令や省令として定めるべきものとされました。

消防庁の場合は、消防組織法37条があるため、消防庁長官の名前で市町村の消防機関に指導・助言のために通知することは法律上可能でしたが、共同住宅特例基準についても、機会を捉えて政省令や告示などの形で定め直すことが課題になりました。

性能規定の導入と消令29条の4

消防庁では、「性能規定化推進」という政府全体の方針のもと、平成15年(2003)6月に消防法を改正し、消防用設備規制に性能規定を導入しました。この改正では、消防法17条に3項を新設して、通常の消防用設備等（いわゆる「ルートA」）に代えて総務大臣が同等の「性能」を有すると認める「特殊消防用設備等」を使用できることとする（いわゆる「ルートC」）とともに、1項に政令以下の規定に性能規定を導入していくための布石となる「消火、避難その他の消防活動のために必要とされる性能」という概念を導入しました。

この1項の規定を受けて新設されたのが、消令29条の4です。この規定では、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、総務省令で定めるところにより消防長等が当該「通常用いられる消防用設備等」と同等以上の防火安全性能を有すると認める「消防の用に供する設備等」を

用いることが出来る（いわゆる「ルートB」）、とされています。

これにより、消防法17条1項関係規定について、必要に応じて省令を定め、当該設備と防火安全性能が同等以上であると認められる別の設備を設置することが出来ることになりました。

消令29条の4に基づく省令と特定共同住宅等

共同住宅特例基準は、昭和36年(1961)の運用開始から長い間、一定の構造、設計を有する共同住宅等に消防用設備等の設置を免除するものでしたが、平成8年(1996)の220号通知によりその基本的な思想が大きく変更され、一定の構造、設計を有する共同住宅等に、「通常用いられる消防用設備等」に代えて、「共同住宅用スプリンクラー設備」、「共同住宅用自動火災報知設備」、「住戸用自動火災報知設備」、「共同住宅用非常警報設備」等の設置を認めることができるとする規定ぶりとなりました。

このような規定ぶりなら、共同住宅特例基準の省令化（課長通知を省令・告示に引き上げること）を、性能規定化の一環として消令29条の4に基づいて行うことが可能になります。

こうして、平成17年(2005)3月に、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」及び関係する告示

等が定められることになりました。この省令は、基本的に220号通知の考え方を踏襲しつつ、「必要とされる防火安全性能」という概念に基づいて整理したもので、その内容は概ね以下のとおりとなっています。

- ① 火災発生又は延焼のおそれが少ないものとして、その位置、構造及び設備について消防庁長官が定める基準に適合する共同住宅等が「特定共同住宅等」として定められたこと
- ② 特定共同住宅等はその防火安全性に応じて4つの構造類型（二方向避難型、開放型、二方向避難・開放型、その他）に区分されたこと
- ③ 特定共同住宅等の4つの構造類型ごとに、かつ、政令に掲げられた3つの防火安全性能（初期拡大抑制性能、避難安全支援性能及び消防活動支援性能）ごとに、「通常用いられる消防用設備等」に代えて設置することができる「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」が定められたこと
- ④ 「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」の設置及び維持に関する技術上の基準が定められたこと

共同住宅特例基準が特定共同住宅省令に移行したことの効果

共同住宅特例基準が特定共同住宅省令

に移行したことにより、まず、「通知行政の限界と課題」で述べた

- ① 消防機関ごとに基準が異なる場合があること
 - ② 行政の透明化と自治事務化の流れの中で通知行政が制限されたこと
- という二つの課題が解決されました。

もう一つ大きいのは、特定共同住宅省令に基づいて設置された「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」は、性能規定化に伴う規定整備の一環として新設された消令7条7項により、「法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設」と位置づけられたことです。

これにより、特定共同住宅省令に基づいて設置された消防の用に供する設備等には、次のような規定が適用されることになりました。

- ① 設置維持義務（消防法17条1項、消令29条の4第2項）
- ② 設置時における消防長等への届出及び検査（消防法17条の3の2）
- ③ 点検及び報告義務（消防法17条の3の3）
- ④ 消防長等の設置維持命令（消防法17条の4）
- ⑤ 消防設備士の業務独占（消防法17条の5）
(従来から消防設備士の業務独占の対象となっている消防用設備等に類するも)

のとして消防庁長官が定めるものに限る。(消令36条の2第1項及び第2項))

⑥ 甲種消防設備士の業務独占対象消防用設備等に係る工事着手の届出(消防法17条の14)

⑦ 消防長等の設備等技術基準適合検査義務(消則31条の3第2項)

⑧ 認定消防用設備等にかかる設備等技術基準適合検査の省略(消則31条の3第3項)

⑨ 登録認定機関による消防用設備等の認定(消則31条の4)

共同住宅特例基準の根拠だった旧消令32条(本条は、性能規定化が行われた消防法17条の改正に伴い、平成16年(2004)2月に現在のように改正されました。)では、「予想しない特殊の消防用設備等その他の設備」を用いることにより、消令2章(消防用設備等)3節(設置及び維持の技術上の基準)の規定による消防用設備等の基準による場合と同等以上の効力があると消防長等が認める場合は、同節の規定を適用しないことができることとされていましたが、この設備は消令7条で「消防用設備等」として位置づけられていないため、上記①から⑨までの規定の適用については法的な位置づけが必ずしも明確でなく、防火安全の確保にとっては課題となっていました。特定共同住宅省令に基づいて設置された消防の用に供する設備等については、この課題が解決されることになりました。

高齢者福祉施設に対する規制強化に伴う改正

以上のように、「課長通知+消令32条」という変則的な形で日本の共同住宅の形状に大きな影響を与えてきた共同住宅特例基準は、平成17年(2005)3月に、「ルートB」の一種として特定共同住宅省令という正規の位置づけを得ることとなりました。一方で、その法令上の位置づけが上がった分、社会の変化に伴う「ルートA」の改正の影響を直接受けることにもなりました。

長崎県大村市の認知症高齢者グループホームの火災(平成18年(2006)1月、死者7名)を契機として平成19年(2007)6月(施行は平成21年(2009)4月)、令別表第一(6)項口については延べ面積275m²以上のものにスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、これに伴い消則12条の2(スプリンクラー設備を設置することを要しない構造)が新設されると、これに対応して平成22年(2010)2月に特定共同住宅省令が改正され、特定共同住宅等の部分であって、令別表第一(6)項口及びハに掲げる防火対象物の用途に供されるものを「福祉施設等」と位置づけてその関係が整理されました。

また、長崎市の認知症高齢者グループホームの火災(平成25年(2013)2月、死者5人)を契機として平成25年(2013)12月(施行は平成27年(2015)4月)に令別表第一(6)項口(1)及び(3)に掲

げる防火対象物については延べ面積にかかるわらず原則としてスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、これに伴い消則12条の2が改正されると（平成26年（2014）3月、同年10月）、これに対応して平成27年（2015）2月に特定共同住宅省令が改正され、「特定福祉施設等」という概念が導入されて、全体の整理がなされています。

さらに、政府全体として民泊の普及推進が行われたことを受け、特定共同住宅省令も平成30年（2018）6月に改正されました。この改正では、上記「福祉施設等」と「特定福祉施設等」に令別表第一(5)項目が追加され、それぞれ「住戸利用施設」、「特定住戸利用施設」と概念が拡大されて、関係規定の整備が行われました。

7 おわりに

以上見てきたように、共同住宅の防火安全に関する考え方は時代によって変化していますが、共同住宅特例基準から特定共同住宅省令に至る一連の改正の歴史を貫く考え方は一貫しています。時代に応じて変化し続ける共同住宅について、まさに「防火安全性能」の視点から建築構造やプランニングと消防用設備等のベストミックスを追い求めて来たということです。建築基準法と消防法に性能規定が導入され、建築構造と消防用設備等のトレードオフが課題となっていますが、共同住宅特例基準と特定共同住宅省令は、それを先駆的に実践してきたと言えるのだと思います。